

技術的条件の項目等の変更について

技術的条件の項目について、原案ではグループ化されていないため、一般的条件及び無線設備の技術的条件の2つに大きく項目を分けることとし、順序の見直しを行うこととする。さらに無線設備の技術的条件については、以下の3つに分けることとする。(詳細は下表のとおり)

【無線設備の技術的条件】

- ・送信装置条件
- ・受信装置の条件
- ・伝送の質等

(変更前)

- (1) 使用周波数帯
- (2) 送信電力
- (3) 送信スペクトル特性
- (4) キャリア周波数
- (5) 占有周波数帯幅の許容値
- (6) ロールオフ率
- (7) 空中線利得
- (8) 偏波
- (9) 空中線電力の許容偏差
- (10) 送信周波数の許容偏差
- (11) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
- (12) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
- (13) 副次的に発する電波等の限度
- (14) 隣接チャンネル漏洩電力比、次隣接チャンネル漏洩電力比
- (15) 通信方式
- (16) 変調方式
- (17) 監視制御回線
- (18) 電波の型式
- (19) 自動等化器
- (20) クロック周波数
- (21) 等価雑音帯域幅
- (22) 伝送速度
- (23) 復調方式
- (24) 標準受信入力値
- (25) 伝送の質
- (26) 雑音指数
- (27) 干渉保護値
- (28) 電波防護指針への適合

(変更後)

1 一般的条件

- (1) 使用周波数帯
- (2) キャリア周波数
- (3) 通信方式
- (4) 変調方式
- (5) 電波の型式
- (6) 伝送速度
- (7) 監視制御回線
- (8) 標準受信入力値

2 無線設備の技術的条件

2.1 送信装置

- (1) 送信周波数の許容偏差
- (2) 占有周波数帯幅の許容値
- (3) ロールオフ率
- (4) クロック周波数
- (5) 送信電力
- (6) 空中線電力の許容偏差
- (7) 送信スペクトル特性
- (8) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
- (9) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
- (10) 隣接チャンネル漏洩電力等
- (11) 空中線利得
- (12) 偏波
- (13) 電波防護指針への適合

2.2 受信装置

- (1) 復調方式
- (2) 等価雑音帯域幅
- (3) 雑音指数
- (4) 自動等化器
- (5) 副次的に発する電波等の限度

2.3 伝送の質等

- (1) 伝送の質
- (2) 混信保護値

検討項目の変更及び内容の変更が生じるものは、以下のとおり。

【項目名の変更】

隣接チャンネル漏洩電力比、次隣接チャンネル漏洩電力比 隣接チャンネル漏洩電力等
干渉保護値 混信保護値

【記述内容の変更】

隣接チャンネル漏洩電力比、次隣接チャンネル漏洩電力比

- ・隣接チャンネル漏洩電力比
（3）の送信スペクトル特性より、-43dBc以上低い値とすることが適当である。
- ・次隣接チャンネル漏洩電力比
（3）の送信スペクトル特性より、-51.5dBc以上低い値とすることが適当である。

定義の適正化

隣接チャンネル漏洩電力等

- ・隣接チャンネル漏洩電力
割当周波数から120kHz離れた周波数の ± 55 kHzの帯域内で搬送波の送信電力より-43dBc以上低い値とすることが適当である。
- ・次隣接チャンネル漏洩電力
割当周波数から240kHz離れた周波数の ± 55 kHzの帯域内で搬送波の送信電力より-51.5dBc以上低い値とすることが適当である。